# 矯正医官修学資金貸与法施行令 （昭和三十六年政令第九十五号）

#### 第一条（修学資金の額）

矯正医官修学資金貸与法（以下「法」という。）第三条に規定する額は、十五万円とする。

#### 第二条（保証人）

法第五条第一項の規定により矯正医官修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けようとする者が立てなければならない保証人は、二人とする。

##### ２

修学資金の貸与を受けようとする者に父又は母があるときは、前項の保証人のうち、一人は、その父又は母でなければならない。

#### 第三条（矯正行政を所管する機関）

法第七条第一項第一号に規定する機関は、次のとおりとする。

###### 一

法務省矯正局

###### 二

矯正管区

#### 第四条（在職期間の計算）

法第七条第一項第一号並びに第九条第一項及び第二項に規定する在職期間を計算する場合においては、法第一条に規定する施設又は前条に規定する機関の職員となつた日（これらの機関の職員となつた日において医師となつていないときは、医師となつた日）の属する月からこれらの機関の職員でなくなつた日の属する月までを算入するものとする。

##### ２

前項の規定により在職期間を計算する場合において、当該期間中に休職又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。

#### 第五条（返還方法）

修学資金の返還は、月賦又は半年賦の均等返還によるものとする。

#### 第六条（免除することができる返還の債務の額）

法第九条第二項の規定により免除することができる修学資金の返還の債務の額は、同条同項に規定する在職期間を修学資金の貸与を受けた期間（法第六条第二項の規定により貸与されなかつた修学資金に係る期間を除く。）の二分の三に相当する期間で除して得た数値を修学資金の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。）の額に乗じて得た額とする。

##### ２

法第九条第二項の規定により修学資金の返還の債務の一部の免除を受けた者について更に同条同項の規定による免除を行なう場合においては、前項の規定中「同条同項に規定する在職期間」とあるのは「同条同項に規定する在職期間から従前の免除額の計算の基礎となつた在職期間を控除した期間」と、「二分の三に相当する期間」とあるのは「二分の三に相当する期間から従前の免除額の計算の基礎となつた在職期間に相当する期間を控除した期間」と読み替えるものとする。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四三年五月一五日政令第一二一号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五九年四月一一日政令第九〇号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第一条の規定は、昭和五十九年四月分以後の矯正医官修学資金について適用する。

# 附　則（昭和六二年五月二一日政令第一六八号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第一条の規定は、昭和六十二年四月分以後の矯正医官修学資金について適用する。

# 附　則（平成元年五月二九日政令第一五五号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第一条の規定は、平成元年四月分以後の矯正医官修学資金について適用する。

# 附　則（平成三年四月一二日政令第一三五号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第一条の規定は、平成三年四月分以後の矯正医官修学資金について適用する。

# 附　則（平成五年四月一日政令第一三五号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第一条の規定は、平成五年四月分以後の矯正医官修学資金について適用する。

# 附　則（平成七年三月二九日政令第一二七号）

この政令は、平成七年四月一日から施行する。

# 附　則（平成九年四月一日政令第一五四号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第一条の規定は、平成九年四月分以後の矯正医官修学資金について適用する。

# 附　則（平成一一年三月三一日政令第一一〇号）

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一三年三月三〇日政令第一二二号）

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一五年四月一日政令第一九〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一七年四月一日政令第一三一号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第一条の規定は、平成十七年四月分以後の矯正医官修学資金について適用する。

# 附　則（平成二七年四月一〇日政令第二〇五号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第一条の規定は、平成二十七年四月分以後の矯正医官修学資金について適用する。